

平成21年度定時予算総会開催

平成21年度の事業計画および予算の両案を諮る第21回定時総会が3月25日、飯田橋のインテリジェント・ルコで開催されました。明野会長の挨拶の後、司会の高倉理事は総会議長に明野会長を推挙し、承認を経て開催となりました。定足数の確認では出席会員数と委任状数が67社と、総会成立の条件を満たしていることを確認、スタートしました。第1号議案の平成21年度事業計画案については久住呂副会長から、第2号議案の同予算案は阿部副会長から、それぞれ説明が行われ一括審議がされました。新年度予算は、厳しい経済情勢で会員の増加や事業拡大が望み薄と見られることから、事業収入では前年度より412万円少ない2,339万円、事業支出では同じく370万円減の2,249万円とされました。質疑に入り(株)環境エンジニアリングの松下氏より、「経済環境が厳しいため、会員同士の相互交流の場が少なくなっている。総会交流会や賀詞交歓会などの会費はできるだけ廉価でやってもらい、多くの人が出席できるようにしてほしい」と要望が出されました。執行部は、この点を組み入れていくことを約束し、両案は承認・可決されました。第3号議案では、専務理事だった西弘氏が逝去されたことから、欠員となっている正会員外理事の後任候補者として、青柳亨氏が推薦され、異議なく承認されました。また、専務理事の後任として、非常勤で事務局を補佐している安住正理事が就任したことの報告がされました。この後、(社)建築設備技術者協会の副会長でもある久住呂副会長から、「(社)新・建築士制度普及協会では、設備設計一級建築士による法適合確認業務を受託する意思のある建築士事務所の登録を同協会ホームページで公開・募集している。登録するか否かは各社に任されているが、ビジネスチャンスが生まれる可能性もあり、できるだけ登録をお願いしたい旨の要望がありました。予定の時間が超えていましたが、(社)日本設備設計事務所協会の尾島会長が出席されていたので、最近の同協会の活動・動向を伺いました。尾島会長からは、東設事協からの同協会への委員派遣のお礼を述べられるとともに、「国の委員会や機関等へ手足となって活動してくれる人が出せていない。このため設備設計の協会が弱い立場となっている」と懸念を示した上で、当協会の変わらぬ協力と更なる支援の要請がされました。

委員会の報告

2月24日発行の「協会だより24号」発行以降の各委員会では次のような活動、審議、報告を行いました。

<業務環境改善委員会>

1. 消防設備士試験準備講習会について
2. オープンデスク制度の実施
3. 賠償責任保険の動向について

<環境・技術委員会>

1. 新年度の事業について

<公益・事業委員会>

1. 新年度のセミナーの計画

<広報・情報委員会>

1. 会誌MET9号の発行について
2. 協会だより号外版の発行と25号への情報収集と検討
3. 補助金に関する情報について
4. H.Pの情報更新

<賛助会>

1. 協会・最近の動きの報告
2. 製品データベース化の企画と準備

●新・建築士制度普及協会 設備一級建築士の法適合事務所リスト公表 設備64者が対応可能●

前記の「平成21年度定時予算総会開催」での久住呂副会長の報告記事内にもあるように、「新・建築士制度普及協会」は改正建築士法で創設された構造設計一級建築士と設備設計一級建築士の法適合確認業務をサポートし、制度の円滑な活用を図るため、同業務の受託意向のある事務所リストをホームページで公表しました。日刊建設通信新聞(4月14日)によれば「8日現在の協力事務所は構造が584件、設備が152件ある。このうち設備の64件は所在エリアだけでなく、全国的に法適合確認が可能としている。国土交通省は事務所件数について、「マクロ的には対応可能」とした上で、「協力事務所の確保が困難な地域については、個別に都道府県に対応を要請したい」としている。また、「協力事務所リストへの登録申請は1日に10件程度あり、同協会は週1回の頻度でリストを更新する」と伝えています。5月27日からの法適合確認業務の施行を前に、不安の残る様子も垣間見えます。

●構造・設備設計一級建築士 未確保事務所排除を禁止●

日刊建設通信新聞(3月16日)によれば「国交省の井上建築指導課長は「改正建築士法の円滑施行に向けた都道府県担当課長会議」で、改正建築士法で創設された構造、設備設計一級建築士による法適合確認の全面施行を控え、設計入札などの際、両建築士を確保していない事務所を排除しないよう、近く都道府県に要請する考えを明らかにした。改正法施行前から有資格者数の確保が問題視されていた設備設計一級建築士による法適合確認については「(制度を)うまく廻すためには、確認を出すため建築設備士が図面を引き、設備設計一級建築士が判子を押すというパターンが多くなると思う」とし、地方に設置したサポートセンターの活用などにより、引き続き適切な支援を進めることを強調した」と改めて、建築設備士と設備設計一級建築士の棲み分けについて言及しています。

●設備1級で、法適合確認の責任範囲 明示要望●

日刊建設通信新聞(3月16日)によれば「日本建築士事務所協会連合会は金子国交相宛に『設備設計一級建築士制度の円滑な施行に関する要望』を提出した。要望は法適合確認マニュアルの早期提示・公表などで、責任範囲の明示などを強く要望した。他者が行った設備設計の法適合確認をする場合、その責任が何処まで及ぶかを懸念する声が出ている。設備は電気、機械に専門が分かれ専門外まで責任を

負うのは難しいとの声が強い。一定規模以上の建築物は一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の3者で責任を分担するが、その責任範囲を早急に明確にして欲しいと訴えている。さらに、マニュアルは簡素なものであること、設備設計一級建築士の責任の範囲を極力限定すること、法適合確認の業務報酬の明示などを要望した」と新たな資格とともに、われわれ設備設計者が気になっていた諸事項を明らかにすることを求めました。

●一般社団法人が望ましい 建築学会総会●

日刊建設通信新聞(3月23日)によれば「日本建築学会は19日、通常総会を開き、新公益法人制度への対応を検討してきた『法人制度基本問題検討委員会』が出版や集会など現在の建築学会の事業展開を考えると、現段階では「一般社団法人」を申請することが望ましいと報告している。一般社団でも事業内容で公益性を明らかにすれば、社会的信用は期待できるとしている」と報じています。これまでも色々な団体が公益社団法人は取りたいが、監督官庁への報告や制約条件の多いことから、どちらを選ぶか悩みを持つだけに、建築学会が示した方向性は他の学・協会に大きな影響を与えます。

●省エネセンター 空調省エネ量を推計

Web上でツール公開●

日刊建設通信新聞(4月3日)によれば「省エネルギーセンターは、テナントとして利用している空調設備のエネルギー使用量を推計するツールを開発し、同センターのウェブサイトで公開を始めた。主に、事務所、冷凍冷蔵設備や加熱調理設備などを持たない店舗、サーバー室、テナントビルにある診療所・医院・学習塾・会議室などを対象としている。シートはオーナー側が使うテナントビル全体用とテナント側が使うテナント用の2種類。改正省エネ法により、各事業者は2009年度から企業全体のエネルギー使用量を把握して報告することが求められ、テナントの活動状況を考慮して空調エネルギー使用量を推計する簡易ツールの開発が求められていた」と省エネ法改正に伴う新たな動きを伝えています。

●新・増築時の環境計画書 都、規模を引き下げ●

日本経済新聞(2月27日)によれば「東京都は2010年から、建築物を新・増築する際、建築主に義務付けている環境計画書制度を強化する。計画書を提出する建物の規模を引き下げ、対象建物を2倍以上に増やす。導入設備の省エネ性能の最低基準も設ける。都は02年から義務付けていた基準10,000m²を超す建築物を、5,000m²を超すに改める。面積2,000~5,000m²の建物の建築主も自主的な判断で計画書を提出できる。建築主には計画書の提出に加えて、太陽光や地熱、バイオマスなど再生可能なエネルギーの利用を検討。その内容や結果を計画書に添付することも求める。大規模マンションの場合には環境性能の表示項目に太陽エネルギーの利用状況に関する項目を追加、広告などで、その表示を義務付ける。その他、延べ面積10,000m²を超す建築物には導入設備の省エネ性能が政府の基準を1割上回らなければならないとする最低基準も新設する」と将来を見据えた新たな施策が報じられました。

●政府・与党追加経済対策 省エネ家電5%還元●

日本経済新聞(4月8日)によれば「追加経済対策を巡って政府・与党は、省エネルギー型家電製品の普及を促す新制度を導入する方針を固めた。販売価格の5%分をエコアクション・ポイント(EAP)として国の負担で消費者に還元。ポイントは他の商品に交換できる。対象は冷蔵庫、洗濯機、エアコン、電子レンジ、電球型蛍光灯など一定の省エネ水準を満たす家電製品。また、地デジ完全移行が11年7月に迫っていることから、薄型テレビの購入には、更に5%上乗せする案も検討する。一方、ハイブリッド車など環境負荷の小さい自動車の購入の促進では、新車購入から13年以上経過した車を破棄して環境対応型の普通乗用車に買い替え際に1台当たり25万円を補助する」など、オバマ政権のグリーン・ニューディール政策を見据えた、環境をにらんだ経済対策が生まれそうな様子が伝えられています。

●環境税議論再開へ 都税調、新体制が始動●

日本経済新聞(4月10日)によれば「東京都知事の諮問機関である都税制調査会は、地方分権と環境の視点から国と地方の税制のあり方を審議するよう石原知事から諮問を受け、08年度の答申で見送られた環境税の議論を再開する。06-08年度の課税案として①ガソリン税などの化石燃料の消費に課税②電気やガスの使用量に応じて課税③自動車税の上乗せ課税④森林を守るため、都民税均等割りを上乗せ課税——の4案を示していた。都が独自課税をねらった環境税は、国の動きに先行する政策として注目を集めるが、経済悪化が影響を与えそう」としている。一方、読売新聞(4月1日)によれば神奈川県でも「神奈川県知事の私的諮問機関である『県地方税制等研究会』はCO₂排出抑制が目的の『炭素税』の導入を柱とする報告書をまとめ松沢知事に提出した。研究会が導入を促した炭素税はガソリンや灯油を県内で購入したり、電気ガスを使用した場合など、石油や石炭などの化石燃料から発生するCO₂の排出量に応じて、事業者や個人に課税する。松沢知事は『先進的な環境税制にチャレンジしたい』と意欲的で、導入に向けた検討を始める」と伝えています。各自自治体が国より先行して環境への政策を進める気配が感じられます。

●新規加入会員のご紹介●

	社名	業種
賛助会員	日晴金属(株)	ルームエアコン、太陽光発電システム等、据付部品の設計・製造・販売
賛助会員	バンドウイットコーポレーション 日本支社	結束バンド等のエレクトロニカル製品、ネットワーク製品の開発、製造、販売
賛助会員	(株)モリタ防災テック	防災用機械器具・装置の製造、修理、販売、消防施設工事の設計、施工、保守
賛助会員	(株)カンキョウエンジニアリング	建築設備積算システムの開発、販売、保守、積算業務受託・CAD作成、技術者派遣

●第22回 定時総会(平成20年度予算総会)予定●

平成20年度の決算総会となる第22回定時総会が5月25日(月)16:00から飯田橋のインテリジェントロビー・ルコ(新宿区場場町2-1 軽子坂MNビル1F)で開催される予定です。総会後は懇親交流会も予定されています。なお、詳細は後日お知らせいたします。ご出席ください。